

平成 18 年 3 月 3 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂三丁目 16 番 11 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 須田 仁之
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 3 月 3 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要綱により、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとしての新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社第 4 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めること及び優秀な人材の流失を防止する目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2.新株予約権割当の対象者

当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員に割当てするものといたします。

3.新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、その他当社が必要と認める場合には、取締役会の決議をもって適宜株式数の調整を行う。

(2)新株予約権の数

1,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数は普通株式 1 株とする。ただし、前項(1)に定

める株式の数の調整を行った場合は、同様の比率で調整を行う。)

(3)新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4)各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

(6)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があると取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- ③ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当を受けた者が(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を消却することがで

きる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡及び質入等の処分を行うことはできないものとする。

(注1) 具体的な発行内容及び割当条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注2) 上記の内容については、平成18年3月30日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上